

監査公告第 8 号

定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による山中温泉支所の定期監査を加賀市監査基準（令和 2 年加賀市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 2 年 8 月 19 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

山中温泉支所 定期監査結果報告

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査期間

令和2年6月10日から令和2年7月10日まで

第3 監査の対象

山中温泉支所

第4 監査の着眼点

- (1)財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2)行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3)山中温泉支所庁舎解体の全体計画について、計画性や妥当性、財政的根拠などが適切に確保されているか。
- (4)ゆけむり健康村の運営について、指定管理者へ示す経営方針や経営シュミレーション、改修計画など、課題の把握と対策が適切に取り組まれているか。

第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務事務の執行、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管業務の執行状況について聴取した。(聴取内容の主な項目は別記のとおり)

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第6 監査の結果

所管の財務に関する事務をはじめ、行政事務の執行、物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度指導した。

第7 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

山中温泉支所 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 加賀山中温泉財産区の配湯室修繕工事について
2. 旧よしのや依緑園別荘整備事業について
3. 山中温泉支所庁舎解体等実施設計業務について
4. 山中温泉文化会館の今後の方向性について
5. 山中温泉ゆけむり健康村の今後の方向性について
6. 芭蕉に関する文化活動について